



生活安全情報

南陽警察署生活安全課から

8月上旬、電子マネーでインターネット有料サイトの利用料金の支払いを求められた被害者が、コンビニ

エンスストアの電子マネー番号発行機で電子マネーを購入後、電子マネーの番号を犯人に教えた事により、合計6万円を騙し取られる被害が発生しました。「電子マネーで支払ってください」

「電子マネー番号を教えてください」などという文言は、詐欺である可能性が高いので、この言葉を聞いたら、購入する前に、警察に相談してください。



ポイントカードのつもりがクレジットカードの申し込みに・・・

事例

家電量販店で買い物をした際に、「特典が付くから」などとポイントカードを作るよう熱心に勧められた。高齢なので申込書に記入するのが難しいと断ったが、店員に「代わりに記入する」と言われ、断りきれずに申し込んだ。数日後クレジットカード会社から電話があり、クレジットカード機能が付いたものだと分かった。その後、年会費の請求者も届いた。クレジットカードはいらないので、解約したい。(80歳代 女性)



ひとこと助言



しっかり
確認しよう

クレジット機能付きのポイントカードは、特典が優遇される反面、年会費が発生したり、決済機能があるため保管等に注意が必要になったりする場合があります。勧誘をされても詳しい説明を求め、納得できなければきっぱりと断りましょう。

9月・10月の消費生活法律相談

9月8日(木) 13:30~15:30

10月6日(木) 13:30~15:30

* 弁護士が無料でアドバイス(30分)

* 電話で事前予約をお願いします

置賜消費生活センター

〒992-0012

山形県米沢市金池7-1-50

(置賜総合支庁1階)

電話：0238(24)0999

FAX：0238(26)6072